

令和5年 労働者死傷病報告受理状況

平塚

労働基準監督署

(確定)

業種	当年 (令和5年)	前年 (令和4年)	増減数	増減率
01 食料品製造	30	24	6	25.0%
02 繊維工業				
03 衣服その他の繊維	1		1	
04 木材・木製品	1	1		
05 家具・装備品				
06 パルプ等		3	-3	-100.0%
07 印刷・製本	1		1	
08 化学工業	15	18	-3	-16.7%
09 窯業土石	7	3	4	133.3%
10 鉄鋼業	1	3	-2	-66.7%
11 非鉄金属	3	4	-1	-25.0%
12 金属製品	11	16	-5	-31.3%
13 一般機械器具	8	5	3	60.0%
14 電気機械器具	5	4	1	25.0%
15 輸送機械製造	12	16	-4	-25.0%
16 電気・ガス				
17 その他の製造	11	16	-5	-31.3%
01 製造業小計	106	113	-7	-6.2%
02 鉱業小計				
01 土木工事	18	11	7	63.6%
01 鉄骨・鉄筋家屋	9	4	5	125.0%
02 木造家屋建築	12	6	6	100.0%
03 建築設備工事				
09 その他の建築工事	18	13	5	38.5%
02 建築工事	39	23	16	69.6%
03 その他の建設	16	10	6	60.0%
03 建設業小計	73	44	29	65.9%
01 鉄道等	1	1		
02 道路旅客	16	12	4	33.3%
03 道路貨物運送	51 (1)	63	-12 (1)	-19.0%
04 その他の運輸交通				
04 運輸交通業小計	68 (1)	76	-8 (1)	-10.5%
01 陸上貨物	18	10	8	80.0%
02 港湾運送業				
05 貨物取扱小計	18	10	8	80.0%
01 農業	3		3	
02 林業	4	1	3	300.0%
06 農林業小計	7	1	6	600.0%
01 畜産業				
02 水産業				
07 畜産・水産業小計				
01 卸売業	9	5	4	80.0%
02 小売業	65	63	2	3.2%
03 理美容業	1		1	
04 その他の商業	16	7	9	128.6%
08 商業	91	75	16	21.3%
01 金融業	1	1		
02 広告・あっせん				
09 金融広告業	1	1		
10 映画・演劇業				
11 通信業	10	6	4	66.7%
12 教育研究	12	14	-2	-14.3%
01 医療保健業	76	98	-22	-22.4%
02 社会福祉施設	90	262	-172	-65.6%
03 その他の保健衛生		2	-2	-100.0%
13 保健衛生業	166	362	-196	-54.1%
01 旅館業	1	8	-7	-87.5%
02 飲食店	23	25	-2	-8.0%
03 その他の接客	16	20	-4	-20.0%
14 接客娯楽	40	53	-13	-24.5%
15 清掃・と畜	29	27	2	7.4%
16 官公署	1	1		
01 派遣業				
02 その他の事業	15 (1)	22	-7 (1)	-31.8%
17 その他の事業	15 (1)	22	-7 (1)	-31.8%
合計	637 (2)	805	-168 (2)	-20.9%

※ 各欄左側の数字は休業4日以上の死傷者数、右側()内は死亡者数(内数)

令和5年 署別・業種別労働災害発生状況 [第1表] (主要業種)

(新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除外)

神奈川県労働局

(※新型コロナウイルス感染症のり患による死亡(令和4年建設業1人)も除外しています。)

令和6年4月暫定値

署	業種	製造業	建設業	運輸交通業		貨物取扱業		商業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業	通信業	その他 (左記以外)	合計	前年比 (休業)	(人) (率)
				道路貨物運送業	(左記以外)	陸上貨物	港湾運送業									
横浜南	本年	59 (0)	87 (1)	72 (1)	38 (0)	18 (0)	22 (1)	139 (0)	138 (0)	64 (1)	68 (0)	6 (0)	77 (0)	788 (4)	27	
	前年	85 (0)	65 (1)	77 (0)	27 (0)	20 (1)	16 (0)	121 (0)	140 (0)	59 (0)	75 (2)	3 (0)	73 (1)	761 (5)	3.5%	
鶴見	本年	41 (0)	28 (0)	39 (0)	8 (0)	20 (0)	1 (0)	40 (0)	32 (0)	14 (0)	16 (0)	4 (0)	18 (0)	261 (0)	21	
	前年	37 (0)	19 (0)	44 (0)	7 (0)	20 (0)	0 (0)	37 (0)	30 (0)	17 (0)	11 (0)	5 (0)	13 (0)	240 (0)	8.8%	
川崎南	本年	98 (0)	45 (2)	83 (0)	23 (0)	49 (0)	6 (0)	69 (0)	63 (0)	25 (0)	32 (0)	7 (0)	40 (0)	540 (2)	29	
	前年	94 (1)	43 (0)	68 (0)	19 (0)	54 (0)	5 (0)	64 (0)	46 (0)	33 (0)	35 (0)	5 (0)	45 (0)	511 (1)	5.7%	
川崎北	本年	40 (0)	79 (2)	43 (0)	22 (0)	9 (0)	0 (0)	121 (0)	155 (0)	45 (0)	33 (0)	14 (0)	58 (1)	619 (3)	78	
	前年	27 (0)	52 (2)	43 (0)	19 (0)	7 (0)	0 (0)	119 (1)	127 (1)	38 (0)	31 (0)	10 (0)	68 (0)	541 (4)	14.4%	
横須賀	本年	47 (0)	37 (0)	25 (0)	19 (0)	4 (0)	1 (0)	64 (0)	84 (0)	41 (0)	21 (1)	14 (0)	87 (1)	444 (2)	11	
	前年	52 (0)	47 (1)	29 (0)	18 (0)	1 (0)	1 (0)	64 (1)	68 (0)	46 (0)	20 (0)	17 (0)	70 (0)	433 (2)	2.5%	
横浜北	本年	106 (0)	118 (3)	99 (0)	38 (0)	16 (0)	1 (0)	242 (0)	192 (1)	118 (0)	93 (0)	18 (0)	173 (1)	1,214 (5)	26	
	前年	124 (0)	114 (1)	119 (0)	34 (0)	16 (0)	0 (0)	217 (0)	180 (0)	93 (0)	100 (1)	22 (0)	169 (1)	1,188 (3)	2.2%	
平塚	本年	105 (0)	73 (0)	51 (1)	17 (0)	18 (0)	0 (0)	88 (0)	81 (0)	40 (0)	29 (0)	10 (0)	35 (1)	547 (2)	38	
	前年	108 (0)	44 (0)	63 (0)	13 (0)	10 (0)	0 (0)	72 (0)	76 (0)	52 (0)	27 (0)	6 (0)	38 (0)	509 (0)	7.5%	
藤沢	本年	88 (2)	78 (2)	58 (0)	26 (0)	4 (0)	0 (0)	115 (0)	146 (0)	60 (0)	31 (1)	15 (0)	60 (0)	681 (5)	-20	
	前年	102 (0)	65 (1)	67 (0)	24 (0)	4 (0)	0 (0)	130 (1)	121 (0)	66 (0)	42 (0)	14 (0)	66 (0)	701 (2)	-2.9%	
小田原	本年	51 (0)	42 (3)	23 (3)	7 (0)	19 (0)	0 (0)	55 (0)	51 (0)	54 (0)	36 (0)	9 (0)	37 (1)	384 (7)	6	
	前年	52 (0)	45 (0)	31 (0)	9 (0)	38 (0)	0 (0)	58 (0)	37 (0)	49 (0)	22 (0)	9 (0)	28 (0)	378 (0)	1.6%	
厚木	本年	234 (1)	56 (0)	172 (2)	32 (0)	90 (1)	0 (0)	173 (0)	121 (0)	70 (0)	44 (0)	25 (0)	86 (1)	1,103 (5)	33	
	前年	212 (1)	59 (1)	168 (2)	33 (0)	80 (1)	0 (0)	182 (1)	126 (0)	68 (0)	42 (1)	20 (0)	80 (0)	1,070 (7)	3.1%	
相模原	本年	104 (0)	56 (1)	84 (1)	13 (0)	16 (0)	0 (0)	118 (0)	130 (0)	48 (0)	35 (1)	3 (0)	59 (1)	666 (4)	-20	
	前年	142 (0)	76 (0)	83 (1)	13 (0)	29 (1)	0 (0)	104 (1)	95 (0)	56 (0)	33 (0)	6 (0)	49 (0)	686 (3)	-2.9%	
横浜西	本年	61 (1)	75 (2)	92 (0)	32 (0)	-7 (0)	0 (0)	147 (0)	185 (0)	58 (0)	32 (0)	18 (0)	48 (0)	755 (3)	-19	
	前年	57 (0)	73 (1)	103 (0)	42 (0)	5 (0)	0 (0)	145 (1)	196 (0)	40 (0)	36 (0)	31 (0)	48 (0)	774 (2)	-2.5%	
合計		1,034 (4)	774 (16)	841 (8)	275 (0)	270 (1)	31 (1)	1,371 (0)	1,378 (1)	637 (1)	470 (3)	143 (0)	778 (7)	8,002 (42)	210	
前年同期		1,092 (2)	702 (8)	895 (3)	258 (0)	284 (3)	22 (0)	1,313 (6)	1,242 (1)	617 (0)	474 (4)	148 (0)	745 (2)	7,792 (29)	2.7%	
前年比 (休業) (率)		-58 -5.3%	72 10.3%	-54 -6.0%	17 6.6%	-14 -4.9%	9 40.9%	58 4.4%	136 11.0%	20 3.2%	-4 -0.8%	-5 -3.4%	33 4.4%	210 2.7%		

注) 休業4日以上の死傷者数(データは労働者死傷病報告による)、()内は、死亡者数で内数(データは死亡災害速報による)

重点業種別各年(2019～2023年)災害件数 平塚労働基準監督署

業種		各年				
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
全業種	死亡者数	1	2	0	0	2
	死傷者数	466	455	507	509	547
小売業		58	71	79	61	64
社会福祉施設		40	53	66	49	65
飲食店		23	26	27	24	23
陸上貨物運送事業		63	56	76	73	69
建設業		58	51	65	44	73
製造業		111	84	91	108	105

コロナウイルスり患による労働災害を除く

陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計

第14次労働災害防止計画（平塚計画）の概要

平塚労働基準監督署（2023年）

計画期間 2023年度から2027年度まで

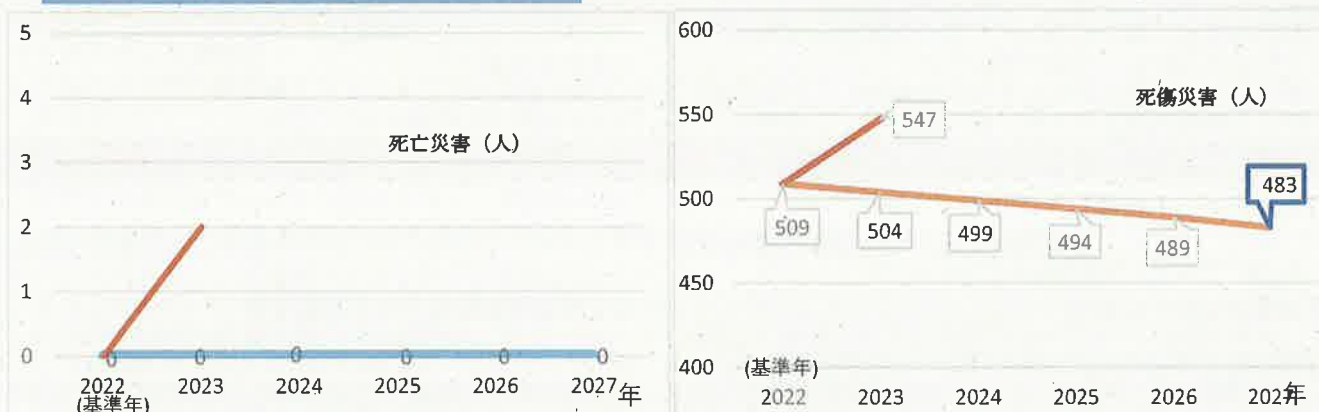
期待される計画の全体目標

- ・ 2027年まで、平塚署管内の労働災害による死亡者数0人を継続する。
- ・ 2027年までに、平塚署管内の労働災害による死傷者数を2022年と比較して5%以上減少する。

【2022年（比較基準年）：死亡者数0人、死傷者数509人】

【2027年 最終目標：死亡者数0人、死傷者数483人以下】

目標達成に向けた各年の指標



目標達成のための重点事項

次の重点事項ごとに、

- 事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（2、3頁）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」（4頁）を定め、実施状況を確認しつつ計画を推進。
- 各重点事項については、事業者が労働者の協力を得て、一体的に取り組むことが重要。

- ・ 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ・ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ・ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ・ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ・ 業種別の労働災害防止対策の推進
- ・ 労働者の健康確保対策の推進
- ・ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生対策に取り組む事業場が社会的に評価される環境整備

事業者が実施する事項

- ・安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・国や労働災害防止団体等が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。
- ・630（6月30日労働災害ゼロの日）の取組など、事業場内外での安全衛生意識の高揚を図る。

平塚労働基準監督署の重点実施事項

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備に向け「安全衛生優良企業公表制度」「プラスセーフ協議会」「健康経営優良法人認定制度」などの周知を図る。
- ・事業者の具体的な取組につながるよう、630（6月30日労働災害ゼロの日）の活動を始め、管内事業場の好事例の収集、周知を図る。
- ・労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行うほか、労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図る。

2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

【アウトプット指標】

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケア（身体の負担軽減のための介護技術）を導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

事業者が実施する事項

- ・転倒災害は、極めて発生率が高く対策を講ずべきリスクがあることを認識し、その取組を進める。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等の安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・職場における腰痛予防対策指針を参考に、作業様態に応じた腰痛予防対策に取り組む。

平塚労働基準監督署の重点実施事項

- ・転倒災害防止に資する装備や設備等の普及を推進する。
- ・ノーリフトケアや介護機器等の導入など腰痛予防対策の普及を推進する。
- ・「STOP!転倒災害プロジェクト神奈川」「ころばNICEかながわ体操」を推進する。

3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進(抜粋)

【アウトプット指標】

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を複数実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

事業者が実施する事項

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等を進める。
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理やデータ提供を通じ、保険者と連携した、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。

平塚労働基準監督署の重点実施事項

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行う。
- ・転倒防止対策の取組を推進するための周知啓発、支援等を行う
- ・コラボヘルス推進のための費用支援制度の周知、活用促進を図る。

4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

事業者が実施する事項

- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。
- ・多様な働き方に合わせて「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」に基づいた、労働者の安全と健康の確保に取り組む。

平塚労働基準監督署の重点実施事項

- ・外国人労働者への安全衛生教育のための手法を提示するほか、危険の見える化のため開発されるピクトグラム安全表示を周知する。
- ・「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を引き続き周知する。

5 業種別の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む）の割合を2027年までに45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ・機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

(1) 陸上貨物運送事業対策

事業者が実施する事項

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」の安全衛生管理体制、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業の安全対策に取り組む。

平塚労働基準監督署の重点実施事項

- ・荷の積卸し作業の墜落・転落防止対策を推進する。
- ・陸運事業者及び荷主等における連絡協議会を継続して活用する。

<ul style="list-style-type: none"> 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業様態に応じた腰痛予防対策に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 陸上貨物運送事業（荷主の事業場を含む）に対して「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、荷役作業に用いる機械等の安全な使用方法等を周知する。
---	--

(2) 建設業対策

<p>事業者が実施する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。 「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握や適切な対策、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。 	<p>平塚労働基準監督署の重点実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落転落災害防止対策の充実強化を推進する。 デジタル技術を活用した建設施工の自動化、遠隔化等の新たな技術の導入に伴う安全対策を周知する。 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの対策を推進する。
--	---

(3) 製造業対策

<p>事業者が実施する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 「はさまれ、巻き込まれ」により被災するおそれのある機械等について、製造者（メーカー）及び使用者（ユーザー）がそれぞれにおいてリスクアセスメントを実施する。その上で、使用者に対し製造者は残留リスクの確実な提供を行う。 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。 	<p>平塚労働基準監督署の重点実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントの実施に向けた取組を、引き続き推進する。 機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、労働災害のリスクを低減させる取組を推進する。 作業手順の理解などを高めるためのVRの活用を推進する。
---	---

6 労働者の健康確保対策の推進

<p>【アウトプット指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 勤務間インターバル制度を導入企業の割合を2025年までに15%以上とする。 メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	
---	--

<p>事業者が実施する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ストレスチェックの実施にとどまらず、結果に基づく集団分析を行い、職場環境の改善を行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。また、職場におけるハラスメント対策に取り組む。 時間外及び休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、労働時間の設定改善（勤務間インターバル制度の導入等）を行う。 産業保健スタッフを確保する。労働者に対して必要な産業保健サービスの提供、治療と仕事の両立支援のための環境整備に取り組む。 	<p>平塚労働基準監督署の重点実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策や産業保健活動に関する、事業場への指導、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じた支援等を、引き続き推進する。 長時間労働が疑われる事業場への監督指導、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知指導等の取組を推進する。 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を強化するとともに、両立支援コーディネータの活用促進を図る。
---	---

7 化学物質等による健康障害防止対策の推進

<p>【アウトプット指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 労働安全衛生法第3条に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	
---	--

<p>事業者が実施する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者は、リスクアセスメント等に基づく自律的なばく露低減対策を実施するほか、譲渡提供等のラベル表示・SDS交付を的確に行う。 石綿事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露対策等を実施する。 「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。 	<p>平塚労働基準監督署の重点実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質による健康障害防止に向けた指導・支援を行うほか、（厚生労働省委託事業）中小事業者向けの相談窓口・訪問指導・講習会の機会を提供する。 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止のための指導を行うほか、石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を推進する。 「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用等の取組を推進する。 「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知指導を行う。
--	---

重点事項ごとの推進状況

		初年度	2年目	3年目	4年目	最終年度
(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)		2023年度 R6.3末現在	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
死亡災害については、2027年まで0人以下とする。	0人以下	0人	0人	0人	0人	0人
		2人	人	人	人	人
死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。	483人以下 (2022年509人)	504人	499人	494人	489人	483人
		547人	人	人	人	人

※死傷災害にかかる目標は、新型コロナウイルスへのり患によるものを除いて決定した。

【アウトカム指標】

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策			数値は令和6年3月末現在			
転倒の死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。	142人以下 (2022年143人)	132人	人	人	人	人
	災害に占める割合27%以下	24.1%				
転倒による平均休業見込み日数を2027年までに35日以下とする。	35日以下 (2022年41.2日)	38日				
社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。	9人以下 (2022年10人)	9人	人	人	人	人
	社会福祉施設の災害に占める割合19%以下	13.8%				

高年齢労働者の労働災害防止対策			数値は令和6年3月末現在			
60歳以上の労働者による死傷者数を、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける	136人以下 (2022年137人)	147人	人	人	人	人
	災害に占める割合25%以下	26.8%				

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策			数値は令和6年3月末現在			
外国人労働者の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。	11人以下 (2022年12人)	11人	人	人	人	人
	災害に占める割合2.2%以下	2.0%				

業種別の労働災害防止対策			(上段は当年の目標値、下段は令和6年3月末実績値)			
陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。	69人以下 (2022年73人)	72人	人	人	人	人
		69人	人	人	人	人
建設業における死亡災害を2027年までの期間を通じて0人とする。	0人以下	0人	人	人	人	人
製造業における機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。	6人以下 (2022年7人)	7人	人	人	人	人
		14人	人	人	人	人

労働者の健康確保対策						
週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。	令和4年度は14%	11%				
	5%以下					
自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする。	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする。					

化学物質等による健康障害防止対策			数値は令和6年3月末現在			
化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次防期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。	5年間の合計が2人以下 (13次防3人)	1人	人	人	人	人
熱中症による死傷者数を第13次防期間と比較して減少させる。	5年間の合計が12人以下 (13次防13人)	6人	人	人	人	人

※「陸上貨物運送事業」は、「道路貨物運送業」と「陸上貨物取扱業」の合計です。

※各年の推進状況について、定期的に更新する予定です。

事業主の皆様

労働災害防止とアンケートのお願い（令和6年度版）

神奈川県労働局 労働基準部長

時下ますますご清栄のことと御喜び申し上げます。

また、日頃、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局における労働災害発生状況は、休業4日以上之死傷災害が平成29年以降、増加の一途をたどっている等、大変厳しい状況となっています。このような状況下、当局では、労働災害を計画的に削減するため、第14次労働災害防止計画（神奈川計画）を策定して、下記を目標として取り組んでいるところです。

労働災害を防止するためには、各事業場において、法令遵守はもとより、転倒災害の防止など各種対策に取り組んでいただくことが、大変重要であることから、当局では、労働災害防止対策の実態を把握するためアンケートを実施させていただくことといたしました。

つきましては、業務ご多忙中、大変恐縮とは存じますが、神奈川県労働局ホームページの専用ページに、下記アドレス又はQRコードからアクセスいただき、アンケートに御回答いただくようお願い申し上げます。

また、本件のアンケートは令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に1回だけのご回答をお願いするもので、何度かこのお願いを受け取られた場合でも2回目以降の回答は不要です。

なお、本アンケートの内容は、労働行政推進のために使用し、それ以外の用途には使用しないことを申し添えます。

御不明な点は、神奈川県労働局又は各労働基準監督署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

記

- 1 2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20人以下とする。
- 2 2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を2022年と比較して5%以上減少（7,400人以下）する。

本アンケートページのアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou>

※アドレスのQRコード



神奈川県労働局労働基準部 安全課・健康課

電話 045-211-7352・7353

平塚労働基準監督署 安全衛生課

電話 0463-43-8615

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

キューイカンガ

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組



キャンペーン
実施要項

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R6.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

令和6年度 労働衛生行政のあらまし

◇ 安全で健康に働くことができる職場づくり ◇

第1 神奈川県下における労働衛生の現状

神奈川県労働局 健康課
(令和6年4月19日速報版)

職業性疾病による令和5年に発生した休業4日以上の死傷災害は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年から大幅に増加していましたが、令和5年5月の感染症法の分類基準の見直し等により、感染者数が大幅に減少に転じたほか、腰痛災害についても2年連続減少したことなどから、休業災害は、前年の9,507件から2,582件と大幅に減少しています。

一方で、職業性疾病の死亡災害では、脳・心臓疾患、熱中症、蜂毒による労働災害で4人の方が亡くなっているほか、化学物質や熱中症、上肢障害などによる休業災害が増加しています。

強い心理的負荷による精神障害や過重な業務による脳・心臓疾患の労災請求件数は、引き続き、増加又は高止まりしており、運輸業で働く労働者において業務上と判断されています。事業場におけるメンタルヘルス対策、長時間労働の抑制等に鋭意取り組む社内体制の整備が求められています。

一般定期健康診断では、令和5年の有所見率は前年よりも増加しており、健康診断で異常所見が認められた労働者に対して、産業医による健康診断の事後措置のほか定期的な健康教育を適切に行うことが必要となっています。また、定期健康診断の結果について、事業者が保険者と連携・協力して特定健康診査等に取り組むことも重要になっています。

1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1・図2)

(1) 令和4年度の脳・心臓疾患の労災補償状況

請求件数が65件(前年度比+9件)
支給決定件数が18件(前年度比+9件)

(2) 令和4年度の精神障害等の労災補償状況

請求件数が195件(前年度比+24件)
支給決定件数が44件(前年度比+1件)

※令和5年度の労災補償状況については、6月末頃発表予定

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

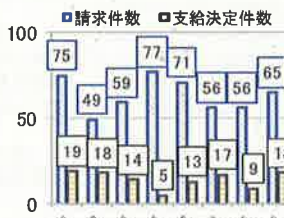
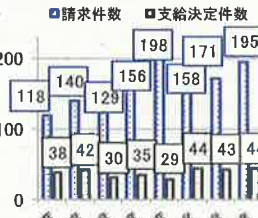


図2 精神障害等の労災補償状況



2 職業性疾病の発生状況(図3)

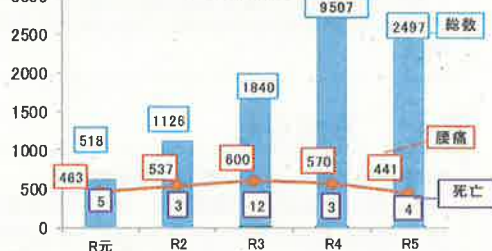
(1) 令和5年の職業性疾病による死亡災害

- 脳・心臓疾患 1人
- 熱中症 1人
- 蜂刺され(アナフィラキシーショック) 2人

(2) 令和5年の職業性疾病による休業4日以上の被災者数

- 2,497人(前年比-7,010人)
- ※新型コロナウイルス感染症によるものを除くと662人(前年比-66人)うち腰痛441人(前年比-129人)

図3 業務上疾病発生状況

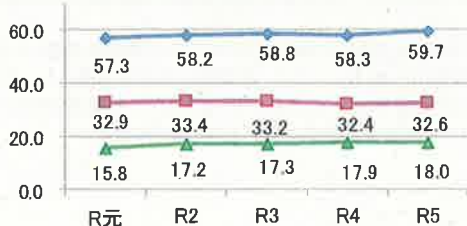


3 健康診断結果の状況(図4)

一般定期健康診断では、有所見率(何らかの所見があった労働者の割合)が引き続き、増加傾向にあり、全国の有所見率(58.9%)よりも高い状況にあります。

検査項目別では、血中脂質(32.6%)、肝機能検査(16.7%)、血圧(18.0%)など生活習慣病と密接な検査項目の有所見率が高くなっています。

図4 定期健康診断の有所見率の推移



第2 令和6年度労働衛生行政の重点

1 第14次労働災害防止計画(神奈川計画)(※労働衛生分野に限る)

(1) 労働者の健康確保対策の推進

- ア メンタルヘルス対策
- イ 過重労働対策
- ウ 産業保健活動の推進

(2) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ア 化学物質による健康障害防止対策
- イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策
- ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策
- エ 電離放射線による健康障害防止対策

神奈川県労働局のホームページ内に全体版を掲載しています。



(1)ア メンタルヘルス対策

・ ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善を行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。

・ 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

(1)イ 過重労働対策

・ 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。

- ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
- ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
- ③ 勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)による労働時間等の設定の改善

・ 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(1)ウ 産業保健活動の推進

・ 産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。

- ・ 定期健康診断において、脳・心臓疾患に関連する血圧や血糖値等の有所見者への生活習慣の見直しに向け、健康教育の積極的実施と治療の勧奨に努めるとともに治療と仕事の両立支援制度の導入を推進する。
- ・ 健康障害の防止を勧奨し、仕事での健康悪化による交通事故や労働災害の防止を周知する。

(2)ア 化学物質による健康障害防止対策の推進

・ 化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。

- ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)を交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類を含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
- ② 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(2)イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

- ・ 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・ 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・ 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ トンネル工事を施工する事業者は、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

(2)ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施し、クールワークキャンペーンに係る取り組みを鋭意展開する。
- ・ 事業場としての管理体制を整え、発症時・法緊急時の措置をあらかじめ決定しておき、異変を感じた際の対応方法について訓練を行うほか、労働衛生教育を通じて、日常の健康管理や暑熱順化及び作業時の水分・塩分の摂取方法等を周知する。
- ・ 定期健康診断において、脳・心臓疾患系の所見のある労働者に対しては、熱中症発症時の重症化リスクが高いことに留意し、産業保健スタッフによる支援の必要性を周知する。
- ・ 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

(2)エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業(以下「廃炉作業」という。)や帰還困難区域等で行われる除染等における作業に従事する労働者に対する安全衛生管理、被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理等を徹底するほか、緊急作業に従事した労働者に対して、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成27年8月31日健康の保持増進のための指針公示第6号)に基づく健康管理を実施する。
- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進する。

産業保健活動について困ったら**無料**支援施設を活用しよう

○ 神奈川産業保健総合支援センター・地域産業保健センターを活用しましょう。

独立行政法人労働者健康安全機構(神奈川産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター)は、独立行政法人労働者健康安全機構法に基づいて設立された、厚生労働省が所管する法人です。

★**神奈川産業保健総合支援センター**では、産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。**神奈川県内1拠点:神奈川産業保健総合支援センター(TEL 045-410-1160)**

★**地域産業保健センター**では、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く労働者を対象として労働安全衛生法で定められた保健指導など産業保健サービスを無料で提供しています。

神奈川県下12の労働基準監督署管内に配置された地域拠点:地域産業保健センターが活動を行っています。

Johas 独立行政法人 労働者健康安全機構
神奈川産業保健総合支援センター
TEL 045-410-1160

神奈川産保

検索



⇒⇒⇒ QRコードからホームページにアクセスできます。 ⇒⇒⇒

第3 第14次労働災害防止計画(神奈川計画)

- 1 計画の期間 令和5(2023)年4月～令和10(2028)年3月までの5年間
- 2 計画の全体目標 **▶▶▶ 死傷者数の増加に歯止めをかける! ◀◀◀**
○2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20人以下とする。
○2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少する。
- 3 アウトプット指標・アウトカム指標

アウトプット指標

(1)労働者の健康確保対策の推進

- ・ 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・ 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

(2)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・ 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とする。とともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

(1)労働者の健康確保対策の推進

- ・ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- ・ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

(2)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
- ・ 熱中症による死傷者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

第4 お知らせ

○ 安全衛生優良企業公表制度の申請

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができる制度です。本事業場を管轄する都道府県労働局長宛での申請が必要です。

○ 神奈川労働局HPの活用やメルマガ登録をお願いします。

神奈川労働局HPでは、事業場での取組を進めいただくための情報を提供し、法改正等、研修会・セミナーの開催予定等も掲載していますので、御活用ください。また、メルマガでも労働局関連各種情報発信していますので登録よろしくお願いたします。